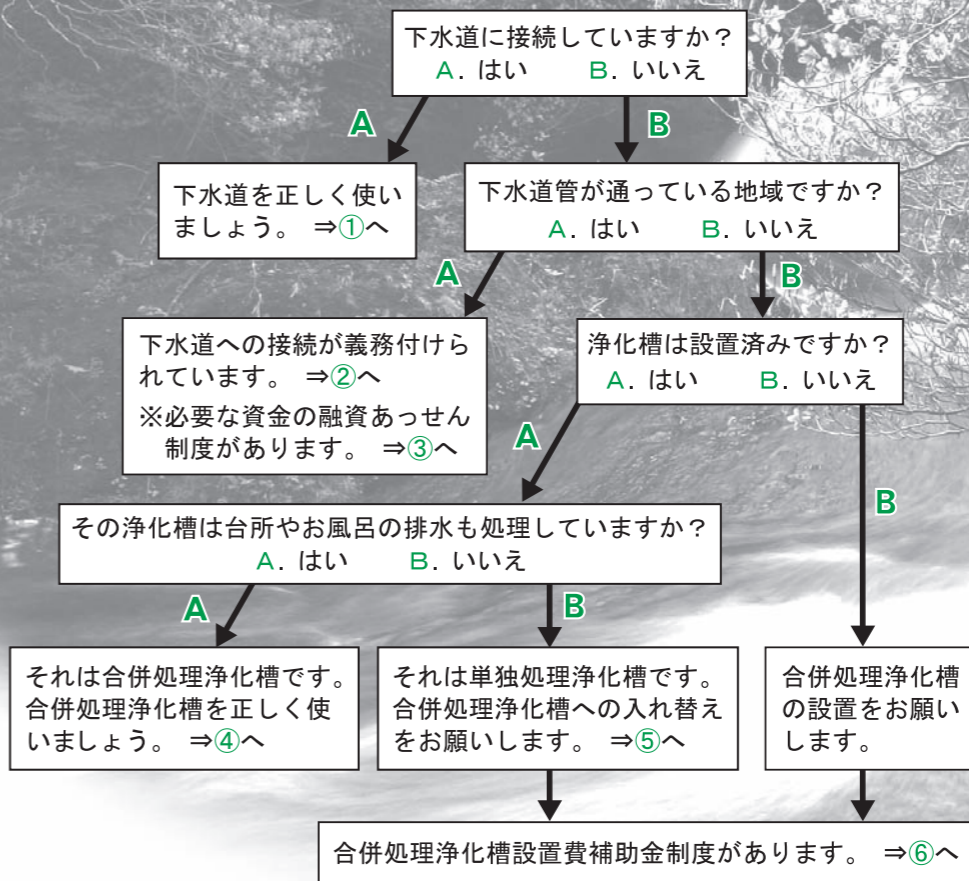
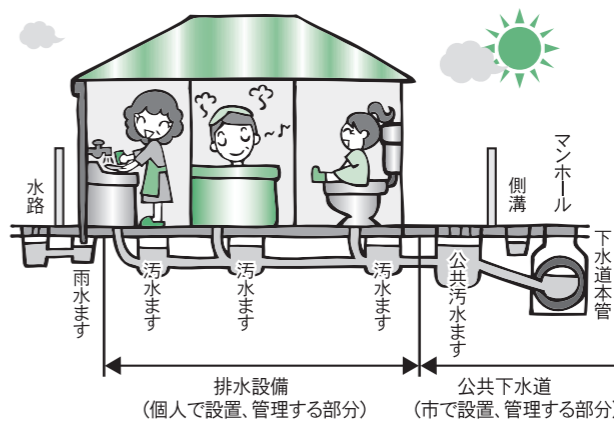


「日光のきれいな水」

Q: あなたの家での生活排水の処理方法は?



便所は3年以内に水洗便所に改造してください。
 ◎工事の申し込みは指定工事店へ市の指定を受けた排水設備指定工事店であれば、下水道への接続工事はできません。日光市には現在139の指定工事店があります。もし分からない場合は、下水道課にお問い合わせください。



- ① 一人一人がルールを守り、上手に下水道を使いましょう。
- 油(食用油・機械油)や野菜くず、布くず、ビニール製品、ガソリン、灯油、シンナーなどを下水道へ流さないでください。
 - 水洗トイレではトイレットペーパーのみを使用してください。
 - マンホールや汚水ますに、ごみや土砂などを捨てないでください。
 - 汚水ますなどは時々(月1回程)点検し、フタを開けて掃除をしてください。

- ② 下水道への接続をお願いします。
- 下水道処理区域内にある建物の所有者には、下水道への接続が義務付けられています。接続は、処理開始の公示の日から速やかに行ってください。また、汲み取り

- ③ 融資あっせん制度
- 市では、下水道処理区域内において、汲み取り便所から水洗便所への改造工事や単独処理浄化槽の取り壊し工事を行う場合、工事に必要な資金の融資をあっせんしています。

- 融資制度の利用を希望される方は、工事を行う前に排水設備指定工事店へご相談ください。
- ◎融資あっせんの対象者
- 次の①および②の条件を満たす方は所有者から工事実施の同意を得て建築物を使用している方
- ① 建築物を所有している方、または所有権を有している方、また得て建築物を使用している方
 - ② 市税などを滞納していない方
- ◎融資額および償還期間
- 50万円まで：36か月以内
 50万円を超え100万円まで：60か月以内
- ◎返済方法：元金均等月賦償還
 ※利子は、市が負担します。

表 浄化槽清掃業者一覧

業者名	電話番号	指定地域
(株)衛生管理センター	32-1060	今市、日光、足尾、栗山
(株)近代環境整備社	26-3962	今市、足尾、栗山
(有)グリーン・アップ	76-2868	今市、栗山
宇都宮文化センター(株)日光支店	53-3723	日光、足尾
(株)環境テック	93-2845	足尾
(株)栃浄鬼怒川出張所	76-8141	藤原、栗山
(有)ときわ	76-0234	藤原

3か月から8か月の間に、正しく設置されているか検査をし、その後1年1回県指定検査機関の水質検査を受けなければなりません。



⑥ 合併処理浄化槽設置費補助金制度

市では、合併処理浄化槽を設置される方に補助金を交付しています。対象区域や交付条件などは次のとおりです。ただし交付できる予算枠があり、申込者が多い場合、ご希望に添えないことがありますので、必ず工事前下水道課に確認の上、申請してください。

- ◎対象区域
- 公共下水道の事業計画認可を受けていない区域
 - ※当該年度内に認可申請が予定されている区域は、補助の対象になりません。
 - 下水道の認可区域ではあるが、文化財保護法の規制のため下水道の整備が困難な地域

- 汲み取り便所からの改造
- ◎交付条件
- 次の①～⑤をすべて満たす方
- ① 浄化槽を設置する建物が次のいずれかに該当すること
- 住宅(延べ床面積2分の1以上を居住の用に供する建物)
- 自治会などの集会所
- 私立の幼稚園と保育園
- 社会福祉事業を行う施設
- ② 浄化槽から出る放流水を、河川や湖沼、側溝へ流せること
- ※敷地内処理でも、一定の要件を満たすものは該当します。
- ③ 市内在住、または浄化槽設置後1年以内に転入する予定の方
- ④ 市税などを滞納していない方
- ⑤ 日光市浄化槽設置費補助金交付要綱の規定に該当すること
- ◎浄化槽の規模と補助金額
- 5人槽(延べ床面積130㎡以下) ……332,000円
- 6～7人槽(延べ床面積130㎡超) ……414,000円
- 8～50人槽(台所および浴室が2か所以上) ……548,000円

⑤ なぜ合併処理浄化槽なの？

「単独処理浄化槽」は、水洗トイレの排水しか処理していません。台所や風呂などからの排水は、未処理のまま河川などに流されてしまいます。

一方「合併処理浄化槽」は、水洗トイレの排水と生活雑排水を浄化・処理しています。生活排水に含まれる汚濁物質の約90%を除去できるといわれ、下水処理場とほぼ同等の処理能力を持っています。水環境保護のため、単独処理浄化槽を設置している方も合併処理浄化槽への入れ替えをお願いします。

④ 浄化槽の維持管理は適切に

- ◎定期的保守点検を
- 装置が適切に働き、きれいな処理水を保つため、定期的に槽内の管理や点検、調整をしましょう。作業は県知事の登録を受けた保守管理業者に依頼してください。
- ◎年1回は槽内清掃を
- 槽内にたまった汚泥や異物などを抜き、機器を洗浄・清掃しましょう。作業は市内の浄化槽清掃業者(下表)に依頼してください。
- ◎きちんと法定検査を
- 浄化槽は法定検査を受けることが義務付けられています。設置後

くわしくは
 下水道課 下水道管理係

☎(21)5150